

和田小学校 いじめ対応の流れ

日常の観察・本人からの訴え（アンケート・教育相談）・周囲の児童の訴え・保護者、地域の情報提供等

情報を得た教職員

担任

生徒指導主任

教頭

校長

（事実確認の指示）

事実確認

（担任・関係教職員・
生徒指導主任・保護者等）

重大事態

当該児童保護者
※以降、適宜連絡

指導・対応の方針の決定

（校長・教頭・教務主任・
生徒指導主任・養護教諭・特別支援
教育コーディネーター）

教育委員会
関係機関

いじめ解消に向けた指導
（担任・学年に関わる職員等）

情報共有

生徒指導委員会
校長・教頭・教務主任
生徒指導主任・担任・養護教諭
特別支援教育コーディネーター
（心の教育相談員）
（スクールカウンセラー）
事案の状況により、メンバーを決定

解消への継続指導

（担任・学年に関わる職員等）

事実関係の究明

当該児童生徒
周辺の児童生徒
関係教職員

- ・迅速かつ適切な対応
- ・情報源等の秘密厳守
- ・窓口の一本化
- ・事実関係と対応の記録

経過観察

（担任・学年に関わる職員等）

再発防止・未然防止活動
（担任）

打ち合わせ
職員会議